

~~~~~  
研究ノート  
~~~~~

PTA の経済学

——女性が輝く社会のために——

瀬尾 佳美*

1. はじめに: PTA は任意団体である

近頃は知らない人が減ってきたが, 小学校, 中学校, 場合によっては高校にも存在する PTA (Parents and Teachers' Association) は入退会自由の任意団体である。要するに入りたくなければ入らなくてよい。

たとえば平成 22 年に文科省が各都道府県教育委員会に送付した事務連絡には「今年度は, 優良 PTA 文部科学大臣表彰要項に基づき, 各都道府県教育委員会から提出される調査票 (別 1) の記載項目と記載例を一部変更しております。これは, PTA が任意加入の団体であることを前提に (後略)」とある¹⁾(下線は筆者, 以下すべて同様)。また 2014 年に熊本に住む保護者が PTA を相手取って起こした裁判 (通称, 熊本 PTA 裁判) で, 一審の熊本地裁は被告 PTA について「児童の福祉と会員の教養を高めることを目的とした入退会自由な任意加入団体である」としている²⁾。古くは 1954 年, 当時の文部省による PTA 参考規約備考に「PTA が民立団体である限り, 会員になることも, 会員に止まることも自覚に基づく個人個人の自由であって, いささかも強制があってはならない。

* 青山学院大学国際政治経済学部准教授

1) 文部科学省生涯学習政策局 社会教育課 事務連絡 (平成 22 年 4 月 26 日)
http://kyouiku.main.jp/maka/img_h22.04.26.pdf (LA 2017.12.01)

2) 熊本地裁判決全文 (平成 28 年 2 月 25): URL (LA) <http://blog.pta-school-thinking.org/article/434574654.html> (LA 2017.12.01) 平成 28 年 2 月 25

(規約第六条)」とある³⁾。文科省関連の公益社団法人である日本PTA全国協議会(以下日P)の表現は、事実上の付度を求めるようなものになっているが「全ての保護者の方の加入が望ましいことを伝えることが大切です。」⁴⁾とあり、全員の加入を強制できないことが読み取れる。ちなみに日Pの文書は2017年の改正個人情報保護法を受けて出されたものであるが、この改正で、個人情報保護法が5000人以下の団体にも適用になったことで、学校からPTAへの同意に基づかない個人情報提供が問題になっている。ただ、学校については、各地域の個人情報保護条例、および地方公務員法上の守秘義務により、PTAを含む外部の民間団体に児童生徒の情報を漏らすことには、かねてより疑問の声があった。

PTAは学校とは独立の、任意加入の任意団体である。PTAへの強制入会を可能にする法律は存在しない。ここに議論の余地はない。入退会は自由であり、もちろん役員を強制される理由はない。だがこれは建前であり、これまで多くの学校では事実上、PTAへの全員加入を強制してきた。たとえば筆者の子の通う東京都品川区の小学校では、PTAへの加入の意思を確認する手続きは存在せず、会費は給食費と同じ口座からいつのまにか引き落とされる仕組みとなっている(2017年5月現在)⁵⁾。つまり学校に渡した児童の名前から口座にいたる一切の情報が、そっくりそのままPTAに流出しているのである。憲法学者の木村草太は「合意もないのに、契約上の債務があるといってお金を引き落としていくわけですから「振り込め詐欺」といっしょです」と指摘する⁶⁾。仮にそうだと

3) 文部省、小学校「父母と先生の会」(PTA)第二次参考規約、1954

4) 日本PTA全国協議会「個人情報保護法の改正に伴う対応について」<http://www.nippon-pta.or.jp/news/apleht0000000ks6-att/apleht0000000ktm.pdf> (LA 2017.12.01) (2017年07月14日)

5) この校納金とのいわゆる“抱き合わせ徴収”はPTAがあたかも学校の関連組織であるかのような誤認を抱かせるため問題であるという認識が広まっており、改善する学校も出てきている。

6) シノドス国際社会動向研究所 WEB <https://synodos.jp/education/15875> (LA 2017.12.01)

すると PTA は日本一大きな「振り込め詐欺」様団体⁷⁾ということになるだろう。

さて入会手続きさえない PTA には退会手続もないことが多い。先に挙げた熊本 PTA 裁判の原告は、自作の退会届を PTA に提出したが不受理となったため（受理する手続きもなかったものと思われる）裁判に発展したものである。一審の地裁は退会届を出したのだから入会したことは認識していたはずだ、と原告の主張を退けたものの、PTA が入退会自由の任意団体であること自体は疑っていない（原告は控訴したが 2017 年に和解）。

入会を確認せずいつの間にか加入させるのも問題であるが、もっとあからさまに全員参加を強制する学校もある。都内にある国立大学の附属小学校では、入学希望者の説明会で校長が「卒業までに必ず一人一役をやっていただきます」と明快に説明している⁸⁾。つまり、参加だけでなく役員まで強制で、親がこの方針に従えないなら、その子弟来ていただかなくて結構ということである。親の信条で子供を選んでいる。私学ではない。税金も使って運営されている国立の学校である⁹⁾。

こうした現状に、任意団体に加入を強制することは結社の自由を定めた憲法 21 条の理念に反するのではないかという指摘もある。結社する自由もあれば結社しない自由もあるはずだということである^{10,11)}。この事実上の強制入会問題以

7) 筆者は個人的には振り込め詐欺と同じだとは思わない。給食費を抱き合わせ引き落としする旨は小さく書いてあるため、合意があると主張できる可能性がある。この手法は錯誤を引き起こす度合いからみても、時に合意するまで軟禁する強引きからみても、振込詐欺よりはむしろ絵画の展示会商法を思わせる。展示会商法も小さく「即売」と書いてあり合法を主張する。全くの自由意思で契約を行う人がほとんどない点も類似しているし、また会費や労働が何に対する対価なのか十分な情報もなく検討の時間も与えられないまま連断を求められる点も酷似している。

8) 2016 年実施の入学希望者説明会にて

9) ちなみにこの国立女子大の附属小学校は抽選という形をとってはいるが、倍率が幼稚園からの内部進学と外部の児童との間に 100 倍以上の差があり、内部進学者が多数を占める。フルタイムの仕事をもつ女性の子弟を幼稚園に通わせることは困難であるため、自動的に PTA 活動ができる母親を持つ子を集める仕組みとなっている。

10) 憲法からみる PTA 強制加入は「結社しない自由」侵害

<http://www.asahi.com/edu/articles/TKY201304230010.html> (LA 2017.12.01)

11) PTA 強制加入をストップする会 趣意書 http://stoppta.org/?page_id=121 (LA 2017.12.01)

外にも PTA はいくつもの深刻な問題を抱えている。このような組織が教育現場近くにあることが本当に「子供たちのため」になるのか、現状をよく見た議論が早急に必要である。現在の PTA は、かつて多数であった専業主婦の母親の存在を想定していることが多く、しばしば働く女性の足枷の一つとなっている。女性が輝く社会のために改革は待ったなしだ。

2. PTA の現状

2.1 ベルマーク活動

ここ 10 年ほどの間、スマートフォンの普及なども手伝い、PTA について多くの疑問の声がネット上げられるようになった¹²⁾。徐々にマスコミの注目度も上がってきている¹³⁾。PTA が問題となるのはその活動に合理性がないと多くの人が思っているからに他ならない。たとえばマンションの管理組合のように、法的根拠があるだけでなく、誰が見ても合理的であればその存在が大きな問題になることはない。ここで PTA の活動の一つであるベルマークを考えてみよう。

ベルマークは商品についているベル型のマークを所定の手続きに従って切って貼り、所定の場所に送付すると学校の備品等がもらえるというものである。

12) たとえば

「素晴らしい PTA と修羅場しい PTA」<http://www.think-pta.com/>
「PTA 任意加入への現実的なローモデル」<https://togetter.com/li/1087330>
「PTA はガラパゴス」<http://galapagos39.blog.fc2.com/blog-category-9.html>,
「PTA のホントのところ」<http://pta55.blog57.fc2.com/>,
「PTA 早くなくなれ、なくしてしまえ」<https://anond.hatelabo.jp/20170418044917>
「LEAGAL MALL: PTA の違法性を検証——加入義務, 活動参加, 役員強制」
<http://best-legal.jp/>
シングルパパは元 PTA 会長
<http://blog.livedoor.jp/moepapa516-pta/archives/53505254.html>
以上すべて (LA 2017.12.01)

13) たとえば 2017 年 10 月 21 日放送の NHK 「PTA は何のため？」では入会や役員の強制についても正面からとりあげ、教育に詳しい人気タレントが「PTA はやりたい人がやる有志活動」とコメントしている。

2015年現在、実に7割もの小学校がこの活動を行っている¹⁴⁾。1点1円¹⁵⁾のベルマークを1枚1枚メーカー毎にソート、その上でさらに点数ごとにソートしたものを、会社ごとに別々の袋に入れては送るというその作業は途方もない労力を必要とする。ちなみにベルマークの協賛会社はおよそ60社でそれぞれの会社が異なる点数を持っているため、ベルマークは2000種に及ぶ。2000種類の、小さなマークを息でとばさないように時にマスクをかけて手作業で仕分けすることを考えると「30人で半日作業して、たった数千円分」¹⁶⁾「大の大人が夕方から夜にかけてちまちまと累計数十時間かけて作業して鉛筆削り器1台」¹⁷⁾といった嘆きもあながち誇張とはおもえない。実際ベルマーク作業のパフォーマンスは集計のみの作業（切り抜きは別）で1時間100点程度と見積られるようである。この恐るべき非効率性、ペットボトルのキャップ収集を思わせる¹⁸⁾。このような作業が今も黙々と続けられていることを考えると、日本の長時間労働にも、先進7か国中最低にとどまる労働生産性にも納得がゆこうというものだ。少子化高齢化が急速に進む日本で、このようなことに労働力を割いている余裕があるのか。

2.2 PTA の社会的損失

経済学には「機会損失」という概念がある。機会損失とはそれ——たとえばベルマーク活動——をしなければ得られたであろう利益のことである。たとえばベルマークのためにパートを入れられなければその分の賃金相当が機会損失

14) ベルマーク教育助成財団 https://www.bellmark.or.jp/info/activity_status.htm (LA 2017.11.26)

15) PTA 振込分。1点につき0.27円が財団の取り分となる。ちなみにベルマークには1枚が1点未満のものもある。つまり一枚切りぬきソートして0.3円、0.5円というものが存在している。

16) 東洋経済オンライン「ベルマーク」は勘弁！ 母たちの切実な叫び」
PTAで今なお続く、途方もない手作業 2015年07月02日
<http://toyokeizai.net/articles/-/75218?page=2> (LA 2017.11.26)

17) 読売発言小町 <http://komachi.yomiuri.co.jp/t/2017/1030/825038.htm> (LA 2017.11.26)

18) ボトルキャップの取扱は、寄付金額に比べて送料が高すぎるため、経済的にみると著しく非効率である。大竹希実(2016), エコキャップ運動の孕む矛盾, 青山学院大学国際政治経済学部学生研究論文集(26) pp. 62-63.

となる。単純にベルマークのためにかかった延べ労働時間数に最低賃金をかけても参考値となるだろう。これよりベルマークから得られた利益が小さければ経済学的には不合理と判断されるが、最低賃金が時給 100 円を上回っている現在の日本において、この活動が不合理であることに疑問の余地はない。

しかし、ベルマーク委員は実は比較的人気のお仕事なのだという。なぜか。PTA の他の仕事はより不透明・無意味だからに他ならない。たとえば、学校行事のさいの来賓のもてなし（お茶くみ）、飲み会やバレーボール大会の企画実行、上部団体主催の講演会や研修会への動員¹⁹⁾、地域の祭の見回りや廃品回収等により拘束が強く、かつ参加の意義も感じにくい。お茶くみなどなぜ PTA の仕事とされているのかわからないし（「学校」の来賓である）、祭りや廃品回収などは PTA とも学校とも無関係であり、小さな子供を家において活動することは少なくともその家庭の子供のためにならない。社会全体で見ても、最も忙しい子育て世代の時間をこのようなことに使うのはヒューマンリソースの無駄である。その他、広報なども誰が読むのかわからないのに、写真選びに何時間も使うのは苦痛だとの声があるし、次年度の役員決め委員に至っては、どんな仕事かわからないものを面識のない人に押し付けるという作業であり、ベルマークのほうが精神的にどれだけ楽かわからない。

ところで PTA の作業は「退会」という当然の権利を行使するよりは割安である。仕組みはこうだ。まず非加入もしくは退会の意思表示をすると、副校長あたりから電話がかかってくる。いわく、「もし PTA に入らないと、お子さんが卒業式で証書を入れる筒と紅白まんじゅう（コサージュの場合もあり）がもらえませんよ」と、いわば子供を“人質”にとったかのような強迫を受けるのである。実は紅白まんじゅうやコサージュを使った強要は有名で、多くの学校で採用されているようだ。実際に筆者も全く同じ電話を受けた一人である。PTA の年会費を仮に年 3 千円とすると 6 年間で 1 万 8 千円。ずいぶんと高価なまんじゅうである。自分のものであれば、200 円程度の饅頭に 1 万 8 千円を出す人間は

19) PTA はガラパゴス <http://galapagos39.blog.fc2.com/blog-entry-58.html> (LA 2017.12.11)

いない。つまり、問題は「まんじゅう」ではなく、子供に対する差別的な扱いもしくは虐めであり、電話で告げられるのはその予告である。紅白饅頭の亜種としては少数ではあるが、集団登校の仲間から外すなどがあるようだ。

木村 (2017) は、このような行為は許されないと論じる。PTA の子供にたいする福祉の理念はすべての子供を対象としたものであり、会員の子弟限定のものではない。もし会員の子弟限定でサービスを提供するクラブであれば公共性がないのは明らかで、正規のプログラムの一環として公立学校を利用した活動は不可能のはずだと主張する²⁰⁾。国公立の場合であれば、学校という公共財の私的利用にあたり、無料の私的使用を学校が許可することは納税者を欺いていると考えることもできよう。卒業の記念品が全親から全子供に対する「贈り物」であるならば、他の教材同様、最初から実費を集めればすむはずで、間にPTA 資金を挟む必要はない。そもそも成人教育を主目的とした社会教育団体であるはずのPTA が、なぜ行事のたびに出てきては子供に物を配るのか。

しかし、実際には非会員の子供にコサージュを配らなかつた学校があり裁判にもなっている²¹⁾。非会員を選択した親にではなく、矛先をそもそも会員資格のない子供²²⁾ に向ける陰湿はこの組織の本質をよく現している。ちなみに、PTA の非会員に対する教育現場における区別と虐めについて、日P はむしろ推奨ともとれる発言をしている。2015 年、日P 会長の尾上氏は朝日新聞のインタビューに答えて、いやがらせやいじめは「ちょっとしたこと」にすぎず、それはいじめられる側にとって「(よい) 経験になるのではないのでしょうか」と答えている²³⁾。

このような団体と一人で対峙するのは相当な覚悟と労力が必要となるであろうことは容易に想像ができる。であるならば、我慢してベルマークをきりぬく作業で義務を果たしたことにしたほうがはるかに合理的というのは、時間コス

20) 木村草太, 会員限定 PTA 活動の学校施設利用, 2017.6

<http://blog.goo.ne.jp/kimkimlr/e/5a6d6b27638b2f5028b445780b241695> (LA 2017.11.26)

21) 大阪地裁堺支部 2017 年 8 月 18 日判決

22) PTA は親と教員を対象とした社会教育団体で児童・生徒はすべて非会員である。

23) 2015 年 5 月 24 日付朝日新聞「PTA どう考えますか」

トの高い働く女性の判断としては当然である。つまり

集団としての費用対効果

$$U < \sum_t C_t$$

U: ベルマークから得られる総利益

C_t: 会員 t の機会損失

であるが、

働く女性 t の判断は

$$C_t < C_{\text{退会}}$$

C_t: ベルマーク切りに参加する個人の機会損失 (絶対値)

C_{退会}: 退会を選択すると発生する機会損失と
虐めなどによる不利益の合計 (絶対値)

となる。

かくして昭和の遺物のような PTA 活動は脈々と生き続けることとなる。負の均衡状態に陥って身動きがとれないのである。ちなみに無事副校長あたりを説得すると、今度は PTA 会長から呼び出しがかかる。入ってもいない、入るつもりもない任意団体の長に呼び出されるいわれはないが、日本の PTA に正論で太刀打ちすることはできない。ここを通過すると今度はその情報が各家庭に拡散され、地域によっては「逃げるなんてずるい」「あの家子とは遊んではいけません」「PTA が整理している図書館の本を使うな」という話が湧いて出る場合があるという。この、(尾上氏の言葉を借りれば)「ちょっとしたこと」のターゲットは子供である。

2.3 PTA とジェンダー

学校のベルマーク委員の大半は母親だという。なぜなら「男がするようなこ

とではない]²⁴⁾ からだそうだ。岩竹 (2017)²⁵⁾ はこれをジェンダーの視点から見る。ベルマーク手帳の挿絵で「下働き」をしているのはすべて女性である一方、PTA 会長、ベルマーク財団の理事などは男性であると指摘している。また、瀬地山 (2014)²⁶⁾ は渋谷区の PTA の会合について、参加者はほとんど女性のみだったと語っている。教育委員会主催の研修会では「見渡す限り女性」であり、さらに教育長は食育についての講演で「(食事をつくるのは) お母さんたちですから」という「差別」発言を平気で行っていたと述べている。筆者の子供が通う学校では朝の旗振り当番も女性ばかりである。多くの PTA では作業は平日の昼間に行われ、働いている女性は有休をとっての参加を強制されることがある。「働いていることは(休んでよい)理由にならない」、後述するがこれは PTA の不合理的な鉄の規則なのである。仮に土日や夜、あるいは持ち帰りでの作業が可能であったとしても、貴重な休日を家事や育児のために使うのではなく、ほとんど実のない作業に費やすのは仕事を持つ者には大きな負担である。これは、2016 年の 1 億総活躍国民会議で民間議員の菊池桃子氏が指摘した通りのことだ²⁷⁾。

活動を担うのが会長を除いてほとんど女性であり²⁸⁾、かつ、固定的な性的役割分担を前提とした発言が肯定されるような日本の PTA には、明らかな問題がある。このような組織が教育現場近くに存在すること自体、仮に機会損失がゼロだとしても決して好ましいものではない。子供達は古典的な男女の役割を、身近な PTA から、当然のものとして身に着けてゆくこととなるからである。つまり現状の PTA には性的役割分担を固定化し、次の世代に伝える機能がある

24) 前掲 16

25) 岩竹美香子「PTA という国家装置」青弓社、2017。

26) 瀬地山角 (2014)「日本の PTA、やっぱり変です——教育の現場で見た、思考停止と性差別」東洋経済 ONLINE <http://toyokeizai.net/articles/-/41818?page=3> (LA 2018.01.10)。

27) 産経ニュース (2016.3.25) <http://www.sankei.com/politics/news/160325/pl1603250039-n1.html> (LA 2017.11.20)

28) 2017 年に千葉で起きた元会長による女兒死体遺棄事件後は父親の PTA 活動禁止という議論まで出ているという。AERA dot. (2017.4) <https://dot.asahi.com/wa/2017042600080.html?page=2> (LA 2017.11.26)

ということになる。これは戦後 CIE 担当官が戦前の「母の会」について指摘したのと全く同じ問題を、現在の PTA が今なお持っているということに他ならない。

3. PTA の理念と成り立ち

PTA はアメリカの発祥である。1887 年に米国の二人の女性が PTA のもとになる母親会議を提唱し、1897 年に発足したとされる。これが戦後 GHQ によって日本に持ち込まれ 1947 年ごろから文部省主導で組織化が始まった。つまり、日本の PTA はトップダウンでつくられた組織であって、ボランティア活動としてボトムアップで形成されていったアメリカの PTA とはその成り立ちから大きく異なっている。

日本の PTA 組織は各学校の PTA の上部組織として都道府県の PTA 連合があり、その上に日 P があるというピラミッド型になっている。日 P は、単体の PTA の会費から一定額の納入を受けている会計非公開の文科省関連の組織であるが、多くの PTA 会員は日 P への上納金を自動的に支払わされている自覚がない。これで、なぜ日本の PTA が任意加入をできるだけ周知せず、すべての保護者をいつのまにか会員に組み込むかが理解できてくる。なんの対価であるかの説明もせず、それどころか相手に支払っているという認識も与えず、財務も非公開で億単位の金が自動的に入ってくるという仕組みは通常のマーケットでは考えられない。つまり、PTA のトップである日 P は、任意性をあえて伏せておく強力なインセンティブを持っているといえる。実際前出の尾上氏は任意加入について「あえて周知する必要はないと思っています。(中略)体を出せない人は、お金を払うことで「参加している」ということになると思います。」と答えている²⁹⁾。資金の出どころである参加者を一人も手放したくないという本音をはっきりと見て取れる。逆に日 P は PTA を強制ではなく任意加入のままとするインセンティブも持っている。仮に強制加入を可能とする法整備がされ

29) 前掲 23

てしまうと、財務状況を詳らかにせざるを得なくなる。建前は任意ではあるが事実上強制。この状態が彼等にとって最も都合がよいだろう。

アメリカの PTA は学校単位ではなく全国組織であるが、非政府系の、あるいは公的な政策に対抗しうる民主的な市民団体の性格が強い。加入率は地域や学校によって大きく異なるものの、大半の学校で 30% にも満たない。加入者は自分の意思で自主的に加入しており、加入を強制されることはない。

何人かの研究者は日本にもちこまれた PTA は当初から CIE (民間情報教育局) が意図したものとは違ってたと指摘する³⁰⁾。CIE の考えていた PTA には親 (市民) の教育参加という側面があり、また民主主義教育推進のために PTA が積極的な役割を果たすことを期待したとされる。だが加入や役員を半ば強制する現在の日本の PTA には民主主義の理念どころか遵法精神があるかどうかとも疑わしい。岩竹はさらに 1952 年に現在の日 P の前身である「日本父母と先生全国協議会」が設立された後、民主主義の理念が規約から後退したと指摘している³¹⁾。岩竹はこうした日本の PTA に、アメリカからの輸入ものというよりは、むしろ戦前の母の会、大日本連合婦人会との連続性を見る。自分たちの問題を話し合ったり合意を形成したりする機能がなく、上部組織との連絡や講演会への参加に忙殺される PTA の現在の姿に「国家の意思」を感じるというのである。すなわち PTA は「当然知っているべきことを知らせず、権利の主張をさせないという構造であり、会員は巨大組織の末端で、瑣末かつ煩雑な活動に従事させられる」³²⁾、危険な全体主義的地域主義に容易につながるものと指摘する。

1949 年に文部省父母と先生の会委員会が、GHQ-CIE の持ち込んだ PTA と、戦前の「父兄会・保護者会」の違いについてまとめているが、それによると会員の資格について PTA が「入会は自由意志による。会員は平等な権利と義務

30) 平井貴美代「占領下学校管理改革における学校——保護者・地域連携」

31) 前掲 25, P147

32) 前掲 25, P227

とをもつ」であるのに対し従来の組織は「在籍生徒の親は自動的に会員となる。会員の権利と義務が平等でない。会員の能力が十分に利用されない」とある³³⁾。たしかに、現在の PTA は占領軍が持ち込もうとした民主的組織ではなく、戦前の組織に類似しているように見える。

個人的に筆者は 2017 年現在アメリカのある小学校の PTO に参加している。ちょうどこの原稿を書いているときにサンクスギビングがあり、前の週の登校日に学校で子供たちに七面鳥がふるまわれた。これは教員と PTO 等有志の親の寄付によって成り立っている行事であるが、親が寄付をするしなにかかわらず、すべての子供に供される。「寄付をしない親の子供は食べてはいけない」などの理屈は筆者を含めチェックを切った親の誰一人として言わないし、おそらく思いつきもしないだろう。親が PTO のメンバーであるかないかで子供を区別するような活動なら教育現場にはむしろ有害だ。これはアメリカの教育現場では十分理解されているように見える。だが日本の学校はこれが理解できず、相変わらず紅白まんじゅうを使って親を動かそうとする。

4. PTA の経済学——同調圧力下での意思決定

4.1 PUBLIC BADS としての PTA

個々人の合理性の総和が集団の合理性の総和と剥離するのは公共財の生産の場合も見られる。だが、通常公共財の場合は、集団では合理的であるが、個々人はフリーライダーとなるインセンティブを持つ。だが PTA は社会全体で見ると明らかに人的資源の無駄遣いであるが、個人にとっては抜けるコストは会員であり続けるそれより高い。

PTA の存在が社会全体で見ると不合理なのは、一つには組織が個人の機会損失をゼロと見積もっていることに起因する。これは多くの女性が職をもつようになった現代には全くそぐわない。そして、もう一つは事実上入会を強制する強い同調圧力と、「スパイト」性によるものだと考えられる。

33) 前掲 30

西條 (2006)³⁴⁾ は自分が損してでも相手に損を与えたがる行動をスパイト (いじわる) ディレンマと名付け、以下のような実験によって日本人には強いスパイト行動が認められることを示している。すなわち公共財への拠出に関連し、ある人にとっての最適行動が、相手の行動にかかわらずフリーライドしないこと、という状況を作り出し実験室で観察するというものである。結果は、日本人は、相手がフリーライダーであると気づくと、自分の利益を減らしてでもスパイト行動に出るというものである。西條らは一連の実験を通して、スパイト行動には国籍による差が認められ、日本人は特に「いじわる」であると結論している。

PTA の非会員の子供に対する差別と虐めは、相手の子供に大きなダメージを与えるが、行うほうも「自身の退会」という取りうるオプションを消してしまうというデメリットがある。それを負ってでもする「意地悪」は西條の定義したスパイトディレンマに相当する。ちなみに日 P の虐め容認は直接の金銭的動機によるものであり、ここにディレンマはない。同調圧力自体はなんらスパイト行動がなくても観察されるものであるが、スパイト行動が存在する場合、それが強力な圧力となることは容易に予想されよう。

日本の PTA が子育て世代にとって相当に重荷であること、またスパイト性を伴う強力な同調圧力が存在することについての理解を深めるために、Web の声をここに紹介しておく (Box1)。特に Box の後半「■ 2」を見れば、日本 PTA の「スパイト性」が容易に実感できるだろう。

Box1

■ 1. PTA に関する AERA/朝日新聞のアンケートより

・「子供が病んで入院していても『全員参加です』の一点張り」(40代女性)、

34) 西條辰義 (2006), 経済学における実験手法について考える——「日本人はいじわるがお好き!？」プロジェクトを通じて、経済学史研究 48(2), pp51-66.

- ・「役員経験者は『自分も我慢したのだからみんなも我慢すべき』と強く思っているから、次の誰かに押しつけて、の負の連鎖です」(40代女性)
- ・非加入ですが、「会費が未納です」「受け取った広報紙の印刷代を負担しろ」と言われる。(30代主婦)
- ・運動会、卒業式、入学式……役員はひたすら来賓の接待。何故か協議会、校長は上から目線。こどもの為の活動よりも、接待役が多いのは納得できない。(50代女性)
- ・私自身は働く母ですが、どれだけ効率をあげてきちんと仕事をして、子どもの急な病気などで仕事を休んだり残業をたまに断ると職場では〈針の筵〉。PTAにフル参加できなければママたちからの攻撃で〈針の筵〉。(40代女性)
- ・上部組織への上納金が減る、去年どおりでないとか教頭や校長のメンツがつぶれるから続いているようなものではないだろうか。子どものためと言って、黙らせるやり方でどれだけ毎年多くの人の心を傷つけていることか。(50代女性)
- ・ママさんバレーの大会があると、広報やら補助やらで休日に駆り出されます。子供のための活動なんて、運動会のテント張りくらい。(40代女性)

■ 2. 圧力をかける側の人間の意見 ()内はHN

- ・もう、うんざりなんですよ。そもそも働くのは個々の家庭の事情であって、ほかの家庭の人には無関係でしょう。それについては自己解決してくださいよ。(二人の子の母)
- ・今は小学生のお子さん。これからの成長楽しみです。親に似てきます。何かあったとき「逃げる」(PTAをしない)親を見えています(虹)
- ・(PTAをやらないお宅の)子供とは同じクラスや部活になってほしくないし、隣人になりたくありません。無条件に他人の子供の世話ばかりしたくない(Pin)

- ・あなたのこういう行い（PTA をしない）は必ず、あなた自身か、あなたの大事なものに降りかかってくるよ。（決まっているなら）
- ・フルタイムだと言うだけの自己中な方は、怒りとともに、今後親子共々関わりたくないですね（お役御免）
- ・退会すると悪者になるってのは仕方ないでしょ。（Boo）

出典 ■ 1: AERA dot 「PTA は“ブラック組織”保護者が不満爆発「もう二度と関わりたくない」

<https://dot.asahi.com/wa/2017040700038.html> (LA 2017.11.26)

AERA dot 「PTA は「人生最大の精神的苦痛」募る憎しみ経験」

<https://dot.asahi.com/wa/2017040700043.html?page=2> (LA 2017.11.26)

PTA は必要？ 不要？

<http://www.asahi.com/opinion/forum/004/> (LA 2017.12.01)

■ 2: 読売発言小町

<http://komachi.yomiuri.co.jp/t/2016/0717/770063.htm> (LA 2017.12.01)

<http://komachi.yomiuri.co.jp/t/2017/0129/792319.htm?o=1> (LA 2017.11.26)

スパイト性は一つの社会規範をつくり、公共財の最適生産が目的の場合フリーライダーを許さないため結果としてうまく働く場合がある。だが現在の PTA の提供するサービスは現実問題として排他的であり、公共財を提供しているとはいいがたい。また装置としての PTA そのものは、人的資源の無駄遣いとなっており、public “good” とは言えない。

PTA の「任意性」と「効率性」はしばしば同時に議論されるが、本来、PTA において「入退会の自由が担保されるかどうか」と、「PTA の活動が効率的であるかどうか」は別の問題である。会員の自由意思による活動であれば効率性が議論される必要は必ずしもない。ベルマーク活動も「生産」でなく「消費」、たとえばカードゲームの神経衰弱のような遊びであり、成果は副産物に過ぎないと考えらるなら、わざわざ否定されるべきものでもない。だが、これが同調圧力をともなう社会規範となると、資源配分の社会的効率性の議論はさけて通れない。現状は事実上の強制加入と非効率がセットとなっているところが大きな問題なのである。

4.2 PTAの「平等」概念

PTAの同調圧力は特に委員・役員決めにおいて強く表れる。前述の国立大付属小校長の「一人一役」とは全員が必ず一度は委員・役員をやれ、ということの意味している。役員の仕事や会合は役の種類や学校によって大きく異なるので一般論では語れないが、働く女性にとって問題なのは、入会の強制よりむしろこちらのほうである。ただでさえ日本では家事負担のほとんどが女性にかかっており、働く女性は自分の時間がほとんど持てないのが現状なのである。仮に有休がとれたとしても、あるいは夜や週末の会合や持ち帰り作業であっても、貴重な時間を費やすのは相当な不効用といえる。また役員の選出自体、長時間におよぶ気の重い作業であるという声は多数ある (Box2)。作家の川端裕人によれば本部役員の選出は、「誰もなにも語らない「無言地獄」が5-6時間にも及ぶ」という³⁵⁾。「その空気に耐えられず役員を引き受けてしまう人」「会議が終わった瞬間廊下にへたり込む人や泣き出す人」がいると語る³⁶⁾。川端は本部役員を引き受けているが、このとき「年間400時間PTA活動に費やすことになった」と述べている。400時間といえば、週2回、月8回の半休取得を一年間続けて得られる時間と同じである。だがこの時間の長さについて、他のPTA経験者から「ほとんど驚かれなかった」と語っている。

Box2

■「うちの中学校では入学式が終わったその場で各クラスのPTAの役員決めをするんですが、終わるまで逃げられないように体育館の扉を閉めてしまい、役員が決まったクラスから入学式の記念撮影をするんですよ。いわば、子供も親も軟禁状態にするんです。

[http://komachi.yomiuri.co.jp/t/2015/0224/702486.htm?o=0&p=2\(LA2017.11.26\)](http://komachi.yomiuri.co.jp/t/2015/0224/702486.htm?o=0&p=2(LA2017.11.26))

35) 川端泰人 (2013) 「入会なんて聞いてない——父親たちの語るPTA」

36) 前掲 29

■役員選出の時期になると学年全員の名前が書いてある用紙が配られ、その中から3人を推薦し○3以上ついた人が互選会に呼ばれ、その中から役員を選出します。誰かに○をつけなければ自分にポイントが付くシステムなので、自分が免れる為によく知らない人や嫌いな人につけると明言して方もいます

[http://www.asahi.com/opinion/forum/004/\(LA2017.11.26\)](http://www.asahi.com/opinion/forum/004/(LA2017.11.26))

Box2を見ると、なぜ「一人一役」なのかがわかってくる。みんなが嫌々やっているからである。米国のPTAとちがい日本のPTAにはボランティア精神が全く感じられない。なぜボランティア精神がないかといえば、意思確認をしないままに自動入会させた上、くじ引きやじゃんけん等で無理に役を押し付けるからである。もし一人一役でなければ運悪くじゃんけんに負けた人に不公平感がつる。ましてこれが「働いている人は役をしなくてよい」などということになれば、専業主婦は大きな不平をいだくだろう。だから「仕事は言い訳にならない」、「(女が)働くのはその家の勝手」という鉄の規則ができ上がる。一言でいえば時間版「人頭税こそ平等」という考え方である。

産休を取り、保育園をフル活用しながらようやく少し子供に手がかからなくなってきたと思ったとたんに9年間もこのようなものに縛られていては、女性は輝けない。仕事は休めないときは休めない。教員でいえば講義の時間は普通の事情では休めない。そもそも任意団体に事実上強制入会を強いておいて「仕事は言い訳にならない」という理屈が通ること自体問題だ。同調圧力とスパイト性は会員個人の性質に求めるのではなく、この組織を背景にしたものだと理解すべきである。

ちなみに、一人一役の強制も無給の長時間労働も、それが可能になるのはPTAが原則自由参加の任意団体であるからこそである。完全な自由意思で規約に同意しているからこそルールに従わなければならない。これが仮に準学校組織としてすべての保護者を強制入会とするならば、学校なり教育委員会なりに

適切な管理責任が発生するはずである。しかし現状では、どのような不条理も問題の持っていく場がない。文科省も教育委員会も PTA については、「学校とは独立の私的な組織であり政府の指導にはなじまない」とここでは正論を述べる。つまり PTA への加入は自由意思にもとづく自己責任なのである。任意団体へ加入しないことには特段の理由は要らない。だが、加入するからにはそれなりの覚悟が必要で、非加入者を「ずるい」と感じるような人にはその覚悟が欠けていると言わざるをえない。

4.3 均衡のメカニズム

では現状のような PTA を次世代に残さないためにはなにができるのか。筆者はここで、任意性の速やかな周知徹底の重要性について改めて論じるつもりはない。任意性は学校の管理職なら知ってはいる。また、これが「時期尚早」だ、「プログレッシブ」だという指摘も全くあたらない。100% の加入が問題であることは 70 年も前に当の文部省が指摘していることなのである。それでも変わらないのは変わらないだけの理由があると考えべきである。岩竹はこれを国家の意思と論じているが、そうだとすると、政府には変えるインセンティブはないということになる。筆者は岩竹の考えに半ば同意するものの、では国家の意思がなければ変わるのかということとそうでもないと考えている。ここでは PTA の抱える構造問題について論じていく。

Box1 を見ればわかるように、押し付けるほうも押し付けられるほうも、やりたくないのと同じに見える。やりたくてやっている、あるいは誇りを持って参加しているなら、やらない人は「ずるい」という発想にはならない。これは実は残念なことだ。本来 PTA は、親が教育に関わる権利でもあるはずだからだ。さて、西條らの論じる「ずるい」は、“二人でやると一人でやるより結果がよいのにだしぬこうとは「ずるい」”であるが、PTA 型「ずるい」は、“つまらない仕事だとわかってはいるが私も我慢しているのだから貴方が我慢しないのは「ずるい」”であり、実りのなさは格段である。

現在の PTA の加入率は、組織そのものがない学校を除いてほぼ 100% であ

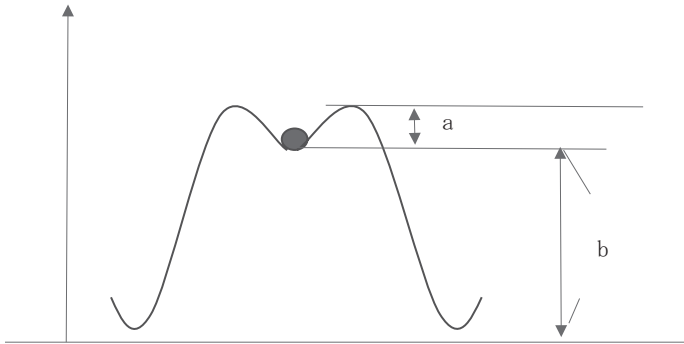


Fig. 1 エネルギーの高い場所での定常状態のイメージ

るが、これは PTA 型スパイトをともなう同調圧力下での意思決定の結果である。しかも多くの方が問題を感じているが、極めて安定的に存続している。この状態を視覚的なイメージで表すと Fig. 1 のようになる。この図で、縦軸は状態の“エネルギー”を表し、安定(好ましい)なのはエネルギーの低い状態、すなわち縦軸の下のほうである。横軸は抽象的な空間を意味する。中心のボールは現在の状態、曲線は状態の取りうるパスを表している。

ボールは高い(不安定)位置にいるものの、近傍ではエネルギーが低いので、自然に転がっていくことはなく安定である。よりよい状態に移動するには周囲をとりまく山を越えるためのエネルギーが必要となる。この状態は次のような燃焼のメカニズムに似ている。



炭素と酸素の両方が存在(左辺)するより二酸化炭素として存在(右辺)したほうがエネルギーが低い(安定)だが、より安定な二酸化炭素状態に移動するためには、誰かが炭素に火をつける必要があり、火をつけなければ、左辺はそのままの状態で存続しつづける。炭素のケースの 394KJ は図の b に相当するが、このエネルギーを系から取り出すには、まず a を乗り越えるだけのエネルギーを与える必要がある。ようするに誰かがこのコストを払わない限り状況は変わ

らない。つまり、first penguin が必要なのである。

a の壁をつくっているのが同調圧力である。バーベキューは火をつけるのには多少の苦勞があるが、いったん火がついてしまえば自然に燃える。それと同じで、a だけのエネルギーを得れば、系は自然に転がり落ちて、よりよい状態に移行すると考えている。理由は同調圧力の性質による。

4.4 崩壊のメカニズム

同調圧力はときに恐ろしい結果をもたらす。Thaler & Sunstein³⁷⁾ は、集団圧力が通常では考えられない結論を人々に受け入れさせる強力なナッジになるとして、ジョーンズタウンでの集団自殺に言及している。1978年ジム・ジョーンズを教祖とする新興宗教団体がジョーンズタウンと名付けられた村で集団自殺をとげた。信者はまず自分の子供に毒をのませ自分も飲むように求められ少数の反対は封じ込められたかもしくは他殺された。死者数は900人を超え、うち3割弱が子供であった。自分が子供を殺すのだからあなたも殺すべき、というあからさまな圧力があつたとすれば、日本のPTAと同じ構図であり、ジョーンズタウンはPTA型スパイトの最終形といえるだろう。

同調圧力で有名なのは Asch の実験³⁸⁾であるが、彼の関心事は、なぜナチスのホロコーストが実際に起こったのか、であった。実験は被験者にごく簡単な質問をして答えさせるといふ、シンプルなものである。被験者はひとりで質問された場合は100%正しい答えを返す。ところが、被験者を明らかに間違つた答えを5人のサクラ(協力者)とともに部屋に入れると、30%が協力者に引きずられた間違つた答えを返すといふのである。この実験を繰り返すと、全体の実に7割の人間が一度は間違つた答えを返したといふ。設問は3本の棒をみせ、ほかにある一本の棒と同じ長さのものを選ばせるといふ、子供でも間違えようのないものであつた。にもかかわらず、多くの人が間違つた集団に引きずられ

37) Thaler, R. and C. R. Sunstein, (2008) *Nudge: Improving Decisions about Health, Wealth, and Happiness*. Yale University Press.

38) Asch, E. S. 1955, *Opinions and Social Pressure*, *Scientific American*, 193 (5), p31-35.

たのである。Thaler & Sunstein は、「他人がイヌの絵をみてネコと答えたら自分もそうなる」³⁹⁾ という言葉で同調圧力の強い力を説明している。

さらに同調圧力は集団に「集団的保守主義」をもたらす。小さな集団にサクラを入いったん同意が形成されると、最初の協力者がいなくなり、その後人をすこしずつ入れ替え、すべての被験者が入れ替わってもはじめの(サクラの)判断に集団が固執しつづける現象が報告されている⁴⁰⁾。集団的保守主義とはこのように人や状況が変化しても集団がそれまでの習慣に固執する現象である。PTA でいえば、女性の社会進出が普通になった現在でもなお集団が昭和の方法に固執する現象だといえよう。PTA の“被害者”も集団内にとどまることによっていずれ圧力をかける側の“加害者”となり集団保守主義が維持される。

人は集団で間違ふことがある。アッシュの実験で被験者は単独で質問を受けたときは間違わなかった。しかも実験の被験者はサクラと面識がなかった。つまり、友達に気に入られたいというインセンティブをもつ PTA より圧力はかなり小さかったと推定される。巨大集団である PTA は、人が集団で間違ふ可能性について深く理解し、繰り返し思いかえす必要がある。ジョーンズタウンではまともな人は少数派であった。多数派がいつも正しいとは限らず、また集団の中にいる人間にその判断ができるとも限らない。これがホロコーストや隣組の教訓である。大鍋に毒水を作り集団であおる行為は異常である。だが、体育館への軟禁も“無言地獄”も外からみれば見ればとても尋常とはいえない。

さて、実験では集団保守主義が固執するある価値観は最初に協力者が与えた小さなものであった。つまり、ちいさなナッジ、あるいはなにかのきっかけがあれば覆る可能性があるということになる。実験においても被験者以外のすべてが誤回答を返す協力者ではなく、まともな回答者がまじっていると被験者が間違ふ可能性はずっと低くなることが知られている。

ここで PTA の活動に参加する、しないという二つの選択肢を仮定する。選

39) Thaler, R. and C. R. Sunstein 著、遠藤真奈美訳 (2009), 「実践行動経済学」日経 BP 社 p94.

40) Ross, L., R. E. Nisbett, (1991), The Person and the Situation: Perspectives of Social Psychology, MacGraw-Hill. pp29-30.

択に影響を与えるのは、加入による主観的効用、コスト（機会損失）、および同調圧力である。選択者は同質ではなく、それぞれ異なる選好を持つ異質な個人があつまった集団と仮定する。すなわち

$$u_i \sim N(\mu_1, \sigma_1^2) \quad \mu_1 > 0$$

u_i は i 番目の個人の参加による効用で、教員や他の保護者と親しくなれる、学校の様子が分るなどが含まれる。ただし、ほとんどの人が進んではやらないことから、この効用は十分大きいものではないと考えられる⁴¹⁾。まれに、「PTAがないと学校が回らない」（よって入会は会員個人の効用の問題ではなく義務である）などと強弁する者もいるが、これは本来公的資金でまかなわれるべき学校の費用が私的資金（金品もしくは労働力）で補填されている可能性を示唆するものであり、事実であればそれはそれで問題で、PTA 問題とは別に解決がなされるべきものである。

次に機会損失であるが、これは人によって大きく異なるため、これも正規分布に従うと仮定する。

$$C_i(t) \sim N(\mu_2(t), \sigma_2(t)^2) \quad \mu_2(t) > 0$$

ただし、平均は時間の関数であり、女性の社会進出とともに増大する。すなわち

$$\frac{\partial \mu_2}{\partial t} > 0$$

平均の増大とともに一般的には分散も大きくなると考えられる。フルタイムもいればパートも、また仕事を選ばない人もいるためである。すなわち

$$\frac{\partial \sigma_2}{\partial t} > 0$$

41) NHK のアンケートによると PTA 活動は「やりたくない」と回答した保護者は全体の 86% であった。

$t=0$ では、ほとんどの母親が職業をもっていなかったことを考慮し、 C は初期状態で平均、分散ともゼロ、時間とともに最低値が非負であることを条件とし平均分散とも拡大するとする。

次に、スパイトをとまう同調圧力であるが、これは受け手にとって大きな負効用であるので必ず負となる。

$$S = S(n - n_a/n) < 0$$

ここで n_a をそれまで加入を選んだ人数、 n はそれまでの選択者の総数である。すなわち、 S は加入率の関数で、非加入者が 10% 程度までは強力に働くものの、50% に達する頃にはゼロになるシグモイド関数を仮定する。すなわち

$$S = \frac{\alpha}{1 + \exp(-\beta x)}$$

ここで x は加入率 $n - n_a/n$ 、 α 、 β は上記の条件を実現するパラメータである。参加の効用がさして大きくないにもかかわらず、これまでほとんど非加入者が出なかったことからこの負効用はかなり大きいと考えられる。

さて、時刻 t における i 番目の選択者は

$$u_i - C_i(t) - S(n - n_a/n) > 0$$

であれば加入を選び、

$$u_i - C_i(t) - S(n - n_a/n) < 0$$

であれば非加入を選ぶ。総数 n は一定であるので、すでにいたメンバーがランダムに抜け、そのかわりに新しい選択者が入るというポリアの壺モデルを考える。加入率は初めに GHQ が持ち込んだときは 100% でなかったことから 100 に近い 100 ではない数値とする。つまりモデルの初期状態で

$$n_a = n - \delta \quad (\delta > 0) \text{ である。}$$

まず、 $t=0$ においてコストはゼロ、 S は負なので $-S$ は正となり、最初の保

護者は加入する。すると加入率が上がり、Sの圧力はますます強くなる。そこで2番目の保護者は、もし効用が同じなら一層強い理由で加入を選択することになる。3番目も同様である。こうして導入からわずか数年でほぼ100%という加入率を説明できるモデルができる。Sはポジティブフィードバック（収穫逓増）であり、加入率はいったん増加し始めるとますます増加する形となっているため、uとSだけでは、加入率は100%に張り付いたまま変化することはない。これは、全世帯加入が問題であると指摘されながら70年間変わらなかった構造を説明する。

ところが近年になって非加入世帯が少しずつ増えてきた。強制加入をめぐって裁判になるケースも見られる。マスコミの注目度も上がっている。前述の瀬地山氏のように、ジェンダー上の問題をPTAの場ではっきり指摘できる男性も出てきている。上記モデルでこれら変化を牽引するのはコストCである。Cは機会損失、また違法性・女性差別性・人権侵害等が疑われる組織に所属することによる精神的苦痛を含むものである。これは高等教育の拡大と女性の社会進出によって急速に大きくなってきている。ただし、コストに比べ効用uは十分小さいものの、Sが大きいため、非加入者は現在のところ例外である。以上のような条件を満たす数値をモデルにあてはめて時間経過を観察するとFig. 2のようになる。使用した効用、コスト、スパイト圧力はAppendix, Fig. 3～Fig. 5に示す通りである。

PTAの非加入率は、最初はゼロではないものの、強力な同調圧力によってすぐに0%にはりつく。その後、高等教育の普及とともに、組織自体の問題を認識する人のなかからちらほら非加入者があらわれるものの、同調圧力の影響で続く者がでない状況が続く。つまりfirst penguin(s)の死屍が累々とつもってゆく。だが、女性のますますの社会進出とともに参加のコストが高くなり、非加入率がわずかに下がると、同調圧力が急速に下がって大きな変化が突然立ち上がる、というシナリオが読み取れる。

おそらくPTAの任意参加を徹底させるものは、その周知ばかりではなく女性の社会進出を後押しする制度の充実、たとえば配偶者控除や三号被保険者制

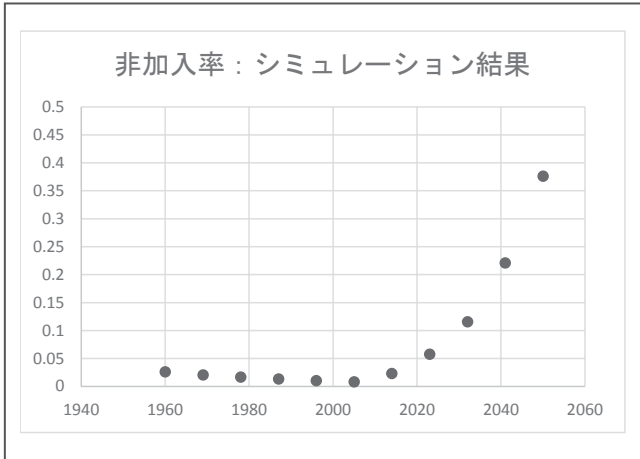


Fig. 2 PTA 非加入率シミュレーション結果。横軸は時間経過，縦軸は加入率。はじめ 100% でなかったものが同調圧力により 100% にはりつき長くほとんど変化しないが，変化するとき急激に変化する。

度の廃止などとなるだろう。逆に PTA を存続させるものは，負担の軽減と遣り甲斐の創出である。ただし，負担の軽減のために役を小分けにすると逆に改革が難しくなるのでここにはトレードオフがあるかもしれない。また，負担を軽減したとしても，本来は任意であるものを隠し錯誤の上に参加させるという大問題は残ってしまう。

参加の効用についてはここでは時間変化はないと仮定したが，実際には時間とともに小さくなっている可能性がある。以前あった効用，たとえば“姑に気兼ねせずに外出ができる”などは，現在はほぼ存在しない。また“友達をみつられる”という大きな効用も，社会進出を果たした女性にとっては他にいくらかでも道があり，相対的な重要性は下がっている可能性も考えられる。

5. 結びにかえて：せめてパパに

本稿では，PTA の現状をできるかぎり事例を示しながらあるがままに理解し

ようと努めた。その上で経済学的な合理性の欠如、およびいくつかの問題の存在を整理した。現在の PTA は参加者が意義や喜びより負担感を強く感じているからこそ強い圧力が存在する。これによりいくつかの PTA は、ジョーンズタウンさながらの異常な状態にあるように見える。しかしこれは、女性の社会進出等によって近い将来大きく変化する可能性がある。モデルによれば、変わるときには一挙に変わる可能性が高い。

現在の PTA をそのままの形では将来に残さないためには、1. 会長になって変える 2. 非加入を選択するという二つの選択肢がある。「1」は年間 400 時間という現実があるため、ある程度の暇がないとできない。また長年理由なく続いた習慣を変えることは思いのほか困難であり、多くの“革命家”が矢尽きて非加入を選択するに至っている。「2」は学校ぐるみのスパイと個人で向き合わなければならないため、個人的には正規フルタイムの母親にこの選択肢をすすめることは躊躇われる。

ではフルタイムで働くママが実施可能な PTA 対策とはなんだろうか。それは、PTA の一切の仕事を「パパに任せる」ことである。是非「パパができないことはママもできない」と腹をくくってほしい。そして空いた時間をつかって少しでも長く子供と過ごしてほしいのだ。2017 年現在、日本の PTA の担い手は会長を除きほぼ母親であるが、だからこそ父親が参加することによって変化が加速する可能性がある。PTA に熱心な人は、女性の仕事を「勝手」と決めつける一方、男性に対しては同じ言葉を吐くことはめったにない。「PTA 型いじわる」は男性に対しては矛が鈍るようである。是非、正規の PTA の活動をすべて男性に一任されたい（「オヤジの会」だけでなく）。近年 PTA 問題を指摘している論客の多くが男性であることは偶然ではない。堂々としたマイノリティーは意外に“空気を読まない”発言が許されるものであり、したがって変化を牽引し、新しい未来を切り開く力を持つ。

実は筆者は、上部組織は別として単体の PTA あるいは PTO についてはないほうがよいと思っているわけではない。学校はそうでなくても閉鎖的な組織であり、親には参加する権利があると考えるからだ。この一点に限って筆者は武

田 (2016)⁴²⁾ に同意する。この潜在的な利点がある限り、仮に任意加入を周知徹底したとしても、加入率は劇的には下がらないのではないかとも思っている。だが、現状では日本の PTA にはそのような機能を期待するのは困難で、母親たちはもっぱら学校や地域のお手伝い、使い走りのような役割をのみを押し付けられている。PTA はしばしば「地域の嫁」と表現されるが、これは発言権がいっさいなく、考えることも許されず、ただ、雑用をこなす役割があてがわれていることを意味する。

文科省も私的な任意団体とつきはなさず、せめて優良 PTA の選出基準として、「加入率が 95% を超えない」を追加してほしいものだ。人には多様な価値観があり、また様々な事情がある。にもかかわらず加入率が 100% の PTA は何らかの異常な同調圧力が存在する団体であるとの警戒が必要である。PTA は学校とは別のボウイスカウトと同等の任意団体であることを考えれば、全員加入は不自然ではないか。会費も無料でよい。筒やコサージュなど必要なものがあればその都度実費を集めればよい。まずは多様な人間、多様な価値観を認め合うことがなにより重要である。学校の“お手伝い”については「できる人ができるときにできるだけのことをする」というボランティア精神に立ち戻らなければならない。ここに「いささかも強制があってはならない」のである。

42) 武田邦彦 (2006) 「とある女優の「PTA は任意加盟にすべき」発言について」
<http://www.mag2.com/p/news/208893> (LA2018.01.06)

Appendix

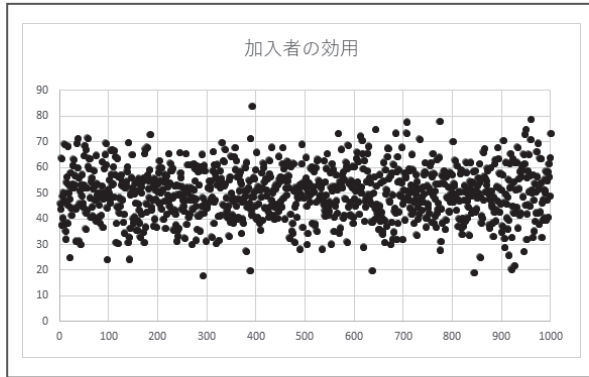


Fig. 3 加入者の効用。保護者にはいろいろなタイプの人があり主観的効用の大きさは正規分布を仮定。横軸は人の番号。縦軸は効用。様々な選好を持った人がランダムにおとずれる。

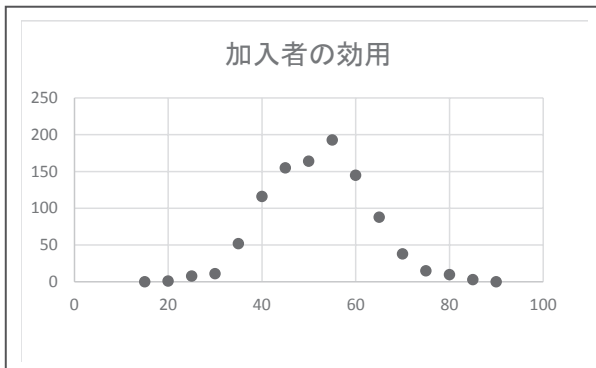


Fig. 4 加入者の効用。Fig. 2 を効用の大きさ別に人数をカウントしたもの。縦軸は人数。横軸は効用の大きさ。

PTA の経済学

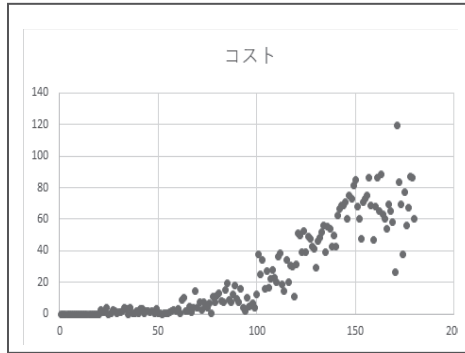


Fig. 5 PTA 活動による機会損失を含むコスト。横軸は時間経過。女性の就業率が時間の経過とともに高くなるため、平均分散とともに時間の経過とともに大きくなると仮定。

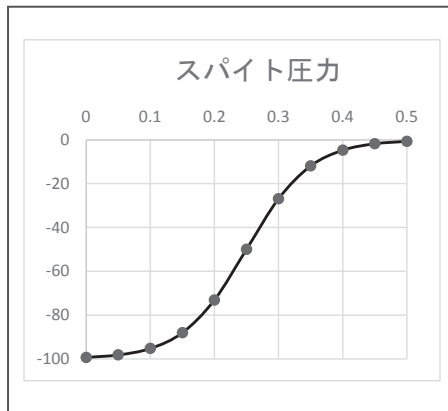


Fig. 6 PTA のなかにある同調圧力。横軸は非加入率。非加入率が低いときは強力であるが、自由入退会が周知され非加入者が増加するとともに急速に消失する。